

第3章 ラオスにおける日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

本調査においては、別冊1のとおり、ラオスにおける日本企業、在留邦人及びその他在ラオス日本国大使館、JICA、JETRO、ラオス日本人商工会議所、ラオス日本人会などの関連機関に対し、アンケート及びインタビューを実施している。また、別冊2のとおり、日本企業及び在留邦人のアンケートに対する回答結果を分析している。そこで、本章では、ラオスにおける日本企業及び在留邦人の実態について明らかにしたのち、別冊1及び別冊2に基づき、日本企業及び在留邦人が直面する法的問題について分析するとともに、これに対する対応の在り方を検討する。

第1 ラオス日本企業が直面する法的問題の実態

1 ラオスにおける日本企業の概要

ラオスにおける日本企業の拠点数は、外務省による海外進出日系企業拠点数調査によれば、2022年10月1日現在で176である⁸⁶。そのうち、ラオス日本人商工会議所に加盟しているのは2023年5月現在で110社であり、ラオスに拠点を持つ正会員企業が82社、拠点を持たない準会員企業が28社である⁸⁷。

以下の表1は、同じく外務省の2021年調査（2021年10月1日現在）に基づくものであり、拠点総数が上記と若干異なっているが、企業形態の分布を示している。171のうち3分の1を上回る64が日本企業単独の投資によるもの（日本企業の支店か日本企業100%出資の現地法人）である。日本人がラオスで起こした企業は12と全体の1割にも満たない。

また、表2は、同様の2021年調査において、その業種の分布を表している。製造業が企業拠点総数の約3分の1に当たる52を占める。日本人商工会議所の業種別分布としても、製造業が36%、その他サービス業が18%、金融・保険業が11%と続く（それ以降は、運輸業8%、卸売業7%、建設業6%、小売業5%、情報通信業4%、不動産業2%、その他3%）⁸⁸。

⁸⁶ 外務省「海外進出日系企業拠点数調査」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html>（最終閲覧2024年2月28日）。

⁸⁷ ラオス日本人商工会議所ホームページ・前掲注27参照。

⁸⁸ JETRO ビエンチャン事務所「ラオス概況」（2023年11月8日）。

（表1）ラオス進出日本企業の形態

企業拠点総数	企業形態						区分不明
	本邦企業の海外支店等	本邦企業が100%出資した現地法人		合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が10%以上の現地法人）		日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率10%以上）	
		法人	支店等	法人	支店等		
171	16	39	9	43	13	12	39

（表2）ラオス進出企業の業種別分布

業種									
農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採集業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業
20	0	2	10	52	2	6	14	23	17

不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）	分類不能の産業	区分不明
1	13	2	4	1	0	4	0	0

2 アンケート及びインタビューの実施

別冊2のとおり、日本企業を対象にアンケートを実施し、回答（有効回答数23件）を分析するとともに、別冊1第3のとおり、そのうち数社の日本企業からはインタビューにご協力

を頂いた。その方法は、ラオス日本人商工会議所のご協力を得て、後述する試行方策①の実施前後において2度にわたり、Microsoft Forms で作成したアンケートを同会議所のメーリングリストへ送付するとともに、インタビューへご協力頂ける会員企業を募ることにより実施した。前述のとおり、ラオスにおいては日本企業の数が少ないため、インタビューに詳細に回答することでインタビュー対象企業が特定されてしまうリスクがあることから、対象企業の業種などの情報は限定して記載している。

そのほか、日系法律事務所へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-2）、日本人商工会議所へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-3（2））、在ラオス日本国大使館へのインタビュー（別冊1第5-1）、JICA ラオス事務所へのインタビュー（別冊1第5-2）、JETRO ビエンチャン事務所へのインタビュー（別冊1第5-3）、試行方策実施後の法律セミナー参加企業に対するアンケートの実施（後述第4章第6）などを通じて、日本企業が直面する法的問題の実態についての示唆を得た。

3 ラオス日本企業が直面する法的問題の実態及び対応の在り方

以上の調査を通じて、日本企業が直面する法的問題の実態は以下のとおりと分析でき、それぞれに対する対応の在り方は以下のとおりである。

(1) 直面する法的問題の種類及びこれに対処するための法令へのアクセス（別冊2第1の5から9）

ラオスで事業を行う日本企業が直面する問題は多岐にわたるが、最も多いのが労務に関するもの（20%）、次いで、投資、取引及び債権回収に関するもの（各13%）、貿易（9%）、起業（7%）に関するものであった。他方で、知的財産法、競争法、刑事法、証券取引法等に関する問題は生じていない。

以上の問題に対応するための法令へのアクセスとして、ラオス法弁護士への問い合わせが最も多いが（31%）、これとほぼ同様の割合において日本大使館やJETROにも照会していることが注目に値する（26%）。ラオス法弁護士の絶対数や信頼性の乏しさなどに関連して、日本企業がラオス法弁護士とのネットワークを持っていないこと、日本法弁護士が現地に存在しないことから、在外公館へ照会することが通常となっているようである。また、企業においてラオス政府のホームページで調査するという回答は全くなかった。これは政府の電子官報等が即時性、網羅性に乏しく、かつ英訳がアップロードされていないことによるものであると思われる（第4章第2参照）。

以上の実態に照らした対応の在り方としては、ラオス法弁護士とのネットワークを有する日本法弁護士が在外公館と連携して行うリーガルサービスの提供や、法令翻訳サービス（英訳や日本語訳）の提供などを通じて対応を模索すべきである。

(2) 法令の法的安定性（別冊 2 第 1 の 10）

過半数の日本企業は、法令の制定改廃の事実やその趣旨は明確であるものの実務にとって最も重要なガイドラインや通達などが明らかでなく、支障が生ずることがあると回答している（52%）。法律レベルでは電子官報等でその内容が公開されており、首相令や大臣決定レベルでも公開されるようになってきてはいるものの（ただし、効力発生後直ちに公開されない場合もある）、各省の実務担当者の対応については統一性が取れていない、法令と運用が矛盾しているという状況である（別冊 1 第 2-3 (2) 参照）。日本企業のみならず、ラオス政府関係者もこれらの実務運用上の問題を認識している⁸⁹。

以上の問題は、社会の実状よりもあるべき状態を法文に反映させるラオス法の特徴に関連するものであり（第 1 章第 1 参照）、また、ラオス政府の（量的質的）人材不足にも関連するもので、直ちに解消できるものではないと思われる。多くの日本企業は、本社の意向などによりコンプライアンス体制を重視するところ、実務におけるガイドライン等が不明確であることはラオス事業における予測可能性を欠き、大きな障害となっているが（第 4 章第 2

(1) 参照）、ラオス法弁護士やラオス政府関係者への照会などを通じて、当面の間、個別に対応を検討するほかないと考える。

(3) 裁判制度（別冊 2 第 1 の 11、34 から 36）

日本企業のうち約 3 分の 2 は、裁判制度に対する知見がないと回答しており（61%）、約 3 分の 1 は、費用、時間がかかるうえ、判断を信頼していないと回答している（39%）。裁判に関与した経験のある日本企業は 2 割に満たない（13%）。関与した企業は、裁判手続の透明性に欠く、時間がかかるなどの問題点を指摘している。現在、ラオス最高人民裁判所において裁判例の公開はないため、裁判所における紛争解決に対する予測可能性を欠いている

（第 1 章第 2 参照）。同裁判所に対しては、国際協力機構（JICA）の法整備支援プロジェクトを通じて、20 余年にわたり、民法等の実体法、民事訴訟法等の手続法の研究や判決書の改善のための検討を通じて、裁判官の育成を支援しているが、各裁判官が法令に基づく合理的な判断を示すことができるようになるまでまだ時間がかかるように思われる。この点も日本

⁸⁹ 在ラオス日本大使館等の日本関係者とラオス計画投資省等のラオス政府の対話枠組みである官民合同対話でも、ラオス法令へのアクセスの悪さが議題として取り上げられているようである（2023 年 11 月開催第 17 回官民合同対話など）。

企業のラオスでのビジネスにとって大きな障害となっていることは間違いがないが、裁判制度による紛争解決に対する期待が乏しいことを踏まえた対応を取らざるをえない。司法省傘下の経済紛争解決センターによる紛争解決制度（第1章第2参照）も選択肢の一つになり得る。

(4) 法的問題に直面した場合の相談先（別冊2第1の12、13）

日本企業においてラオス法弁護士への相談が22%と最も多いが、それ以外のラオス政府機関、コンサルタント、日本大使館等の日本の公的機関への相談を合わせると、弁護士への相談以上に多い。これは、前述のとおり、ラオス法弁護士の絶対数や信頼性の乏しさ、日本企業がラオス法弁護士とのネットワークを持っていないこと、日本法弁護士が現地に存在しないことなどとも関連するものと思われる。

(5) 日系法律事務所への相談（別冊2第1の14から19）

日本企業において、その約3分の1が日系法律事務所を活用したことがあると回答し（35%）、活用した最も多い理由が「専門家に相談するのが一番だから」（38%）というものである。日系法律事務所の数が少ないことにも関係するが、日本企業が必ずしも日本の法律事務所か否かに拘ることなく、専門性のある解決を求めていることがうかがえる。相談してみたの満足感や日本法弁護士に相談するか否かを決めるにあたっては、ラオス法に関する知見を有しているか否かというよりも、知見を有していることを前提に、ラオスにおける不透明な法実務に対する有効な解決策を提示できたか否かに左右されているようである。

(6) ラオス法弁護士の活用（別冊2第1の20から24）

日本企業において、その約3分の2がラオス法弁護士を活用したことがあると回答し（61%）、日系法律事務所経由の場合も含むとはいえ、ラオス法弁護士へのアクセスが比較的確保されている印象である。ラオス法弁護士に相談したことがあるとの回答のうち、その約3分の2が「ラオス法の問題はラオス法の弁護士に相談すべきである」と回答しており（64%）、前述（5）のとおり専門性を求めて弁護士を活用している。もっとも、ラオス法弁護士に対しては、満足しているとの回答以外の回答（78%）のうち、ラオス法弁護士のクオリティに問題があったとの回答が最も多い（39%）。この点に関する対応の在り方として、日本法弁護士がラオス法弁護士との間に入り、法的問題点を特定し、実務的解決の筋道をつけ、期限にまで然るべき対応をすといったコントロールを図ることで、ラオス法弁護士の知見を活かしながら、より良いサービスを提供できる可能性があると思われる。

(7) 公的機関による支援（別冊2第1の25から28）

約4分の3の日本企業が、日本大使館又はJETROに法的問題を相談したことがあると回答しており（74%）、前述のとおり公的機関がよく活用されている。その理由として、JETROについてはラオスに精通した専門職員への相談のため、日本大使館についてはラオス政府が関わる問題の相談のため、という理由が多い。日系法律事務所の選択肢が乏しく、ラオス法弁護士の適切な解決が得られるか不透明な状況のため、ラオス実務の情報が集約する日本の公的機関から信頼できる情報をもらう需要が高くなっているものと思われる。対応の在り方の一つとして、それら公的機関と日本法弁護士が連携して、ラオス法弁護士を活用しながら解決の方策を提供するといったことはあり得ると思われる。

(8) 日本法弁護士の利用窓口への要望（別冊2第1の29から33）

9割近い日本企業が、日本法弁護士の窓口があるのであれば利用したいと回答している（87%）。無料相談を求める声もあるが（25%）、相談する内容によっては支払うこともかまわないとの回答が多い（65%）。窓口は日本人商工会議所にあると良いとの声が多数である（39%）。以上の分析では、必ずしも日本法弁護士でなくても専門性のある実務に応じた回答が欲しいという声が多数ではあったが、日本法弁護士の窓口があれば、日々生ずる多様な法的な困りごとに対して気軽に相談できて便利であると考えているようである。対応の在り方として、前述のとおり公的機関と日本法弁護士との連携があり得るところである。

(9) 賄賂（別冊2第1の39から41）

ラオスの政府職員や取引先企業から利益供与を求められた日本企業は過半数に及ぶ（57%）。お茶代、昼食代、日当など様々な名目で少額（日本円で数千円程度）の金銭を要求されることは日常茶飯事であり、支払わないと事態が進展しない場合があるとのことである。日本円で10万円を超えるような金額の支払いを要求される場合もあるようである。多くの場合ラオスキープでの支払い、時折ドルでの支払いの要求があるとのことである。対応の在り方として、試行方策（第4章第6）を実施したとおり、贈賄事例は日本法を含めて域外適用もあり得る問題であり、日本法弁護士による情報提供は有用であると思われる。

第2 ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態

1 ラオス在留邦人の概要

ラオスにおける在留邦人数は、外務省による海外在留邦人数調査統計によれば、2022年10月1日現在で755人であり、そのうち長期滞在者は702人、永住者は53人である⁹⁰。以下の表1は、かかる調査統計より抜粋したものである。

(表1) ラオスにおける在留邦人数

全体集計		長期滞在者			永住者			成人 人数
合計	前年 比 (増 減 率)	合計	全体 比	前年 比 (増 減 率)	合計	全体 比	前年比 (増減 率)	
755	-4.3%	702	93.0%	-6.0%	53	7.0%	+26.2%	638

ラオスの在留邦人が所属する組織として、ラオス日本人会がある⁹¹。そのホームページ上、会員数は定かではないが、コロナ前は240名ほど在籍していたが、コロナにより多くの日本人が帰国してしまい、2022年には87名まで落ち込み、2023年7月現在まで少しずつ増えていた状況のようである（別冊1第2-3(1)）。なお、ラオス日本人会は、2023年10月にその会則を改め、ラオスに在住していなくても在住経験があれば入会できる組織に変更になった⁹²。

⁹⁰ 外務省「海外在留邦人数調査統計」

<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>>（最終閲覧2024年2月28日）。長期滞在者とは、3か月以上海外に在留している邦人のうち、いずれ日本に戻る予定の者をいう。

⁹¹ ラオス日本人会<<https://ajrl.la/>>（最終閲覧2024年2月28日）。

⁹² 調査実施者においてラオス日本人会からメールを受信した（2023年10月29日付）。

2 アンケート及びインタビューの実施

別冊2のとおり、在留邦人を対象にアンケートを実施し、回答（有効回答数22件）を分析するとともに、別冊1第4のとおり、そのうち数名の日本人からはインタビューにご協力を頂いた。その方法は、ラオス日本人会のご協力を得て、Microsoft Forms で作成したアンケートを同会のメーリングリストへ送付するとともに、特に協力を申し出て頂いた在留邦人に対しインタビューを実施した。

そのほか、日系法律事務所へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-2）、日本人会へのアンケート及びインタビュー（別冊1第2-3（1））、在ラオス日本国大使館へのインタビュー（別冊1第5-1）、JICA ラオス事務所へのインタビュー（別冊1第5-2）、JETRO ビエンチャン事務所へのインタビュー（別冊1第5-3）などを通じて、在留邦人が直面する法的問題の実態についての示唆を得た。

3 ラオス在留邦人が直面する法的問題の実態及び対応の在り方

以上の調査を通じて、ラオスの在留邦人が直面する法的問題は以下のとおりと分析でき、それぞれに対する対応の在り方は以下のとおりである。

(1) 直面する法的問題の種類及びこれに対処するための法令へのアクセス（別冊2第2の2から6）

ラオスの在留邦人が直面する問題として最も多いのが在留資格に関するものである（17%）。ビザやステイパーミットの発行に時間がかかり、手続的にも不透明、担当官に照会しても情報が出てこないという状況のようである。次いで、交通事故に関するものが多い（10%）。相手方に過失があっても、相手方に資力がない、保険にも入っていないなどの理由で十分な損害賠償を受けられないこと、警察が事故処理について頼りにならず保険会社によって金銭的な処理がされるのみであること、などが指摘されている。

以上の問題に対応するための法令へのアクセスとして、政府のホームページも含めてラオス政府に直接照会するという回答が最も多く（23%）、日系法律事務所に照会するという回答が次に多かった（14%）。日本企業とは異なり、日本大使館やJETROなどの公的機関に照会すると回答した者はいなかった。在留邦人は、日系企業や公的機関の駐在員であれば組織的な対応が可能であり、駐在員でなければ、ラオス語に精通していたり、ラオス人の身内、同僚、知り合いがいたりすることが多いため、自力で対応して解決することが多いように思

われる。以上の実態に照らした対応の在り方としては、組織に属しておらず、かつラオス人の知り合いがいないような者、例えば、交通事故のケースでは一時的な滞在者などに対しても何らかサポートができる体制があれば需要があるであろうと思われる（別冊1第5-1参照）。

(2) 法令の法的安定性（別冊2第2の7）

在留邦人においても、日本企業と同様に、法令全般に対するアクセスが困難であるか、又は少なくとも通達やガイドラインにはアクセスが困難であると回答している（54.5%）。前述の日本企業の箇所で述べたとおり、直ちに改善が図られる見込みの乏しい現状の下では、引き続き弁護士やラオス政府関係者への照会など個別に対応を検討するほかないと思われる。

(3) 裁判制度（別冊2第2の8、27、28）

在留邦人のうち半分は、裁判制度について無知である、把握していない、考えたことがないなどと回答しており（50%）、約4分の1は、費用、時間がかかるうえ、判断を信頼していないと回答している（23%）。裁判に関与した経験があるという回答者はいなかった。第1章（第2）や前述の日本企業の箇所（第3章第1）で述べたとおり、裁判制度における課題のため紛争解決に対する期待が乏しく、これを踏まえた対応、例えば、村落調停制度、行政機関による紛争解決、弁護士による仲介、交渉などの対応を取らざるをえない。

(4) 法的問題に直面した場合の相談先（別冊2第2の9、10）

法的問題に直面した場合に相談したことがないという在留邦人が過半数である（59%）。相談したことがあるとする回答のうち、勤務先への相談が最も多く、日系法律事務所がそれに続く。前述のような在留資格や交通事故に関する問題を勤務先などに相談するケースが多いと思われる。

(5) 日系法律事務所への相談（別冊2第2の11から16）

在留邦人において日系法律事務所を活用したことがあると回答したのは僅かであり（18%）、勤務先が契約しているなどの理由によるものである。在留邦人がその固有の問題の解決に際して日系法律事務所、日本法弁護士に相談することは、現状その選択肢が限られていることもあり、ほとんどないと思われる。

(6) ラオス法弁護士の活用（別冊 2 第 2 の 17 から 21）

在留邦人において、ラオス法弁護士を活用したことがあると回答したのは 1 割に満たず（9%）、前述同様に、勤務先の顧問法律事務所を通じて活用したというものも含んでおり、在留邦人がその固有の法的問題に対して積極的にラオス法弁護士を活用するような状況ではない。

(7) 日本法弁護士の利用窓口への要望（別冊 2 第 2 の 22 から 26）

8 割近い在留邦人が、日本法弁護士の窓口があるのであれば利用したいと回答している（77%）。無料相談を求める声（41%）、相談する内容によっては支払うこともかまわないとの回答が多い（47%）。窓口は、どこでも良いとの声に次いで、日本大使館にあると良いとの声が多数である（31%）。日本人の弁護士がいれば相談しやすいといった声が多く、日本企業の場合と同様に、日々生ずる多様な法的な困りごとに対して気軽に相談できて便利である、実際これまで弁護士を使ってきたことがないが、そのような機会が提供されるのであれば使いたい、と考えているようである。

(8) 賄賂（別冊 2 第 2 の 31 から 34）

ラオスの政府職員や取引先企業から利益供与を求められた在留邦人は 3 割超である（36%）。行政手続における便宜供与として少額（日本円で数百円から数千円程度）の金銭をラオスキープで要求されることが多いようである。少額ゆえ支払ってしまった方が早いという判断から多くの場合支払いが行われているが、刑法典（贈賄）や汚職防止法の構成要件に該当することなどの注意喚起は必要であろうと思われる。